平成 30 年(2018 年) 5月 21 日 第 6 回 常 任 委 員 会 決 定 令和元年(2019 年) 5月 17 日 第 7 回 総 会 一 部 改 正

# 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会輸送・交通基本方針

第79回国民スポーツ大会(以下「国スポ」という。)および第24回全国障害者スポーツ大会(以下「障スポ」という。)に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他の関係者(以下「参加者」という。)および一般観覧者の輸送については、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、道路、交通の状況および環境等に十分配慮しながら、次の方針により、安全かつ確実に行うものとする。

## 1 参加者の輸送

#### (1) 全国輸送

- ア 全国から来県する参加者の輸送については、各派遣元団体等で来県方法を決 定するものとする。
- イ 県および会場地市町は、関係機関等の協力を得て、円滑な輸送の確保に努める。

### (2) 総合開・閉会式の輸送

- ア 総合開・閉会式における参加者の輸送については、県が会場地市町、関係機 関等の協力を得て実施する。
- イ 原則として計画輸送とし、円滑な輸送の確保に努める。

#### (3) 競技会場地の輸送

- ア 国スポの競技会場地における参加者の輸送については、会場地市町が県および関係機関等の協力を得て実施する。また、同一の競技を2市町以上の会場地で行う場合は、円滑な輸送が行われるよう、関係市町が協議の上、県および関係機関等の協力を得て実施する。
- イ 障スポの競技会場地における参加者の輸送については、県が実施する。

## (4) 指定集合地の設定

県および会場地市町は、国スポの総合開・閉会式および競技会場地における参加者の輸送を円滑に行うため、宿舎の分布、参加人員、道路交通事情等を考慮し、バスその他の車両の乗降場として必要に応じて指定集合地を設ける。

#### 2 一般観覧者の輸送

(1)総合開・閉会式および競技会場地の輸送については、県または会場地市町が関係機関等の協力を得て、バスおよび鉄道等の利用による円滑な輸送に努める。

(2) 自家用車での総合開・閉会式会場および競技会場地への乗り入れについては、道路交通事情および駐車場の設置状況に応じ、必要な制限を行う。

## 3 車両等および駐車場の確保

- (1) 参加者および一般観覧者の輸送に必要な車両等については、県または会場地市 町が関係機関等の協力を得て、その確保に努める。
- (2) 車両については、ユニバーサルデザイン車両の確保に努めるとともに、障害者等の移動に配慮する。
- (3)総合開・閉会式および競技会場地における駐車場については、県または会場地市町がその確保に努めるとともに、遠隔となる駐車場については、必要な措置を講じる。

## 4 交通安全対策

県および会場地市町は、開催期間中における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、関係機関等はもとより、広く県民に協力を求め、実情に応じて適切な対策を講じる。

#### 5 環境に配慮した運営

県および会場地市町は、総合開・閉会式および競技会場地における参加者および一般観覧者の輸送については、マイカー自粛や公共交通機関の利用促進を呼びかけるなど環境に配慮した運営に努める。